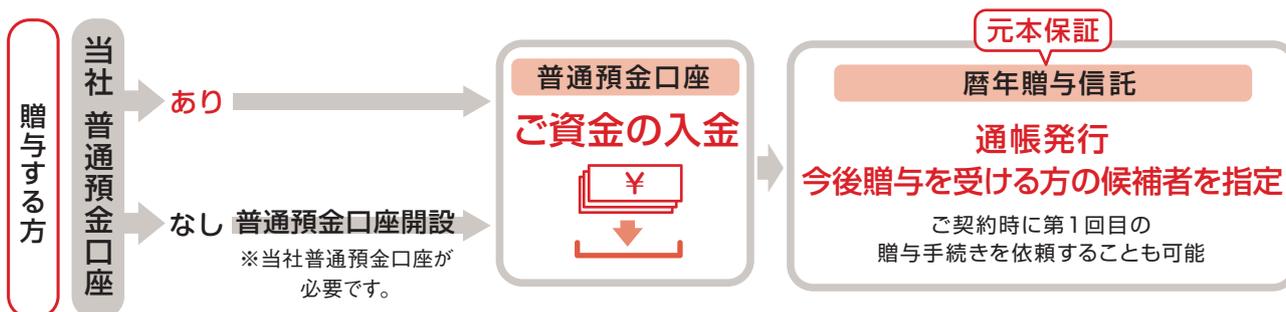


暦年贈与信託「おくるしあわせ」の概要

贈与手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 贈与する方は、ご契約時に、今後贈与を受ける方の候補（受益者候補）を3親等以内のご親族からご指定いただきます（複数名のご指定が可能です）。 ● 贈与する方は、原則として年に1回、贈与手続きを行うことができます。 ● 当社は、当社所定の書面を通じて、贈与する方と贈与を受ける方との贈与手続きを行います。 ● 贈与を受けた方のご資金は金銭信託（5年もの）にて運用、管理いたします。
信託期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 5年以上30年以下で贈与する方がご指定ください。
信託金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 500万円以上3,300万円以下（贈与する方お一人につき1契約となります） ・ 贈与する方にご相続が発生した際に、贈与を受ける方に贈与した金額により、他のご相続人の法令の権利（遺留分といいます）を侵害してしまう場合がありますので、お申し込みの際に信託金額をご相談させていただきます。本商品にかかる法務上のお取り扱いについては、弁護士などの専門家にご相談ください。 ・ 3,300万円を超える金額で信託設定を希望される場合は、当社が所定の方法により算出した金額を最高受託金額とします。 ・ 贈与する方による追加のご入金もできます。別途窓口までご相談ください。
信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> ① 管理報酬：無料 ② 運用報酬：3月・9月の各25日および信託期間満了日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）等を差し引いた金額となります。
ご契約残高の報告	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>贈与する方と贈与を受ける方に、年1回（12月末基準）、贈与を受ける方のご契約残高等のご案内をお送りします。</u>

ご契約までの流れ



※本商品の信託契約日は、贈与する方からの暦年贈与信託申込書等の必要書類の提出を当社が確認したうえで、信託金を受け入れた日となります。